

横浜市水道局物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規程

制 定 平成 20 年 3 月 31 日水道局規程 8 号
最近改正 令和 4 年 1 月 25 日水道局規程 1 号

横浜市水道局物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規程(平成 7 年 12 月水道局規程第 11 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。)の適用のある調達契約(以下「特定調達契約」という。)に関し、横浜市水道局契約規程(平成 20 年 3 月水道局規程第 7 号。以下「契約規程」という。)の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則(平成 7 年 12 月横浜市規則第 136 号。以下「特例規則」という。)の規定(第 1 条及び第 14 条は除く。)は、前条の特定調達契約に関する契約規程の特例として準用する。この場合において、特例規則中「市長」とあるのは「水道事業管理者」と、特例規則第 2 条、第 9 条及び第 15 条中「規則」とあるのは「規程」と、特例規則第 3 条第 2 項第 2 号中「契約規則第 6 条(契約規則第 22 条の 2 において準用する場合を含む。)」とあるのは「契約規程第 2 条において準用する横浜市契約規則(昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号。以下「契約規則」という。)第 6 条(契約規程第 2 条において準用する契約規則第 22 条の 2 において準用する場合を含む。)」と、特例規則第 5 条中「契約規則第 7 条(契約規則第 22 条の 3 において準用する場合を含む。)」とあるのは「契約規程第 2 条において準用する契約規則第 7 条(契約規程第 2 条において準用する契約規則第 22 条の 3 において準用する場合を含む。)」と、特例規則第 6 条第 1 項中「契約規則第 8 条第 1 項」とあるのは「契約規程第 2 条において準用する契約規則第 8 条第 1 項」と、特例規則第 6 条第 5 項中「契約規則第 8 条第 2 項」とあるのは「契約規程第 2 条において準用する契約規則第 8 条第 2 項」と、特例規則第 8 条第 1 項中「契約規則第 6 条(契約規則第 22 条の 2 において準用する場合を含む。)」とあるのは「契約規程第 2 条において準用する契約規則第 6 条(契約規程第 2 条において準用する契約規則第 22 条の 2 において準用する場合を含む。)」と、特例規則第 10 条中「契約規則第 15 条第 5 項」とあるのは「契約規程第 2 条において準用する契約規則第 15 条第 5 項」と、特例規則第 15 条中「財政局長」とあるのは「水道事業管理者」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の横浜市水道局物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規程の規定は、この規程の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約から適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。